



低濃度PCB汚染物の届出等の徹底について 環境省

平成17年12月19日付けで、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長から各都道府県・政令市産業廃棄物担当部長宛に「低濃度PCB汚染物の届出等の徹底について」の通知がありました。

この通知の中で、重電機器等使用者について以下のことを徹底するように記載されています。

1)トランスやコンデンサの重電機器等を使用している者は、使用を終えた場合、必ずPCB含有の有無を確認すること。その際、当該機器等がPCB廃棄物に該当しない事が確認されるまでの間はPCB廃棄物と同様の適正な保管を実施すること。

2)使用の終わった重電機器等について、PCB廃棄物に該当する事が確認された場合には、PCB廃棄物として適正に保管等の処理を行うと共に、特別管理産業廃棄物管理責任者を決め保管等の届出を実施すること。

PCB特別措置法における絶縁油等廃油の廃棄基準は、0.5 mg/kg (0.5ppm)以下です。銘板や製造年度によりPCBの使用が認められていない機器等についても、低濃度PCBが混入している可能性があります。機器等の使用を停止する場合は必ずPCB混入の検査を実施してください。

当社では多検体・短納期を可能とした絶縁油中のPCBを測定するシステムを確立しています。お気軽にご連絡ください。

資料:2005年12月19日付 環廃産発第 051219001号
環境分析箇所 森下英行

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

- 1.PCB汚染対策検討委員会WG 環境省
- 2.石綿総合対策 関係閣僚会議
- 3.アスベスト使用建物解体現場規制違反 5.5% 厚労省
- 4.道路関連施設のアスベスト飛散・暴露防止対策 国交省
- 5.第一種特化物指定 答申 環境省
- 6.環境報告書記載事項手引き 環境省
- 7.都内におけるPCB廃棄物等の保管・使用状況 東京都

アスベスト被害救済法案 環境省

石綿による健康被害を受けた者及びその遺族のうち、既存の制度で救済されない被害者のために「石綿による健康被害の救済に関する法律案」が、平成18年1月20日に閣議決定されました。救済給付は、被認定者に係る給付、遺族に係る給付とし、石綿の吸入により指定疾病にかかった旨の認定を受けた者、本法の施行前にこの指定疾病に起因して死亡した者の遺族に対して支給を行います。

この法案の施行期日は、平成18年3月31日までの間において政令で定める日となります。法律施行後5年以内に、施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行います。

また、アスベスト問題の総合対策としてアスベスト被害の未然防止を目的に大気汚染防止法・地方財政法・建築基準法・廃棄物処理法の4法改正内容を一括的に示したものが、1月20日に閣議決定されました。改正内容は(1)大気汚染防止法:規制対象でなかった工作物(工場のプラント等)の解体等の作業時にも飛散防止対策を義務付けること(2)地方財政法:地方公共団体が行う公共施設のアスベストの除去経費を地方債起債の対象とすること(3)建築基準法:吹き付けアスベスト等飛散の恐れのあるものに対して増改築時の除去等を義務付けた使用規制(4)廃棄物処理法:今後大量発生するアスベスト廃棄物について、溶融による無害化処理を国が認定することによって促進・誘導することとなります。

当社の石綿分析調査は、厚生労働省の通達に基づいた測定方法を用いて、精度の高い分析を実施しております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料:2006年1月20日付 EICネット
環境分析箇所 市川雅俊

- 8.石綿製品5種類除き使用禁止 厚労省
- 9.鉱油類の土壌汚染対策のガイドライン 環境省
- 10.中国版RoHS施行延期
- 11.窒素・リン 外洋からが原因? 環境省
- 12.PCB廃棄物の保管等届出の全国集計結果 環境省

■事業内容■

- 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明
- 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- 4 水道法第20条に基づく水質検査
- 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査
- 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定
- 7 アスベスト・PCB等の化学分析
- 8 EU規制物質の化学分析

